

預入期間延長型円仕組預金「プレーオフ」 募集要項

2011年4月26日作成

| | | | |
|----------------|------------------------------|-------------------------|---------------------------------|
| 商品名 | 預入期間延長型円仕組預金「プレーオフ」 第25回募集 | | |
| 当初預入期間 | 3年 | 当初利率 (内は税引後) | 年 0.630 % (税引前) (年 0.5040 %) |
| 延長後預入期間 | 3年 | 延長後利率 (内は税引後) | 年 1.000 % (税引前) (年 0.8000 %) |
| 募集期間 | 2011年4月27日(水) ~ 2011年5月9日(月) | | |
| 預入日 | 2011年5月12日(木) | 期間延長決定日 | 2014年5月8日(木) |
| 当初満期日 | 2014年5月12日(月) | 延長後満期日 | 2017年5月12日(金) |
| 預入単位 | 10万円以上1円単位 | | |

この預金には元本保証があり、預金保険制度の対象となります。

この預金は、預入期間の延長の可能性があり、預入時点では最終的な預入期間は確定していません。預入期間の延長は、当社で決定します。当社が預入期間の延長を決定した場合には、預入期間が当初満期日から延長後満期日まで延長されることになります。お客さまは、この預金の預入期間の延長を任意に決定する権利を当社に付与することになります。(お客さまに、この預金の預入期間の延長を決定する権利はございません。)

経済情勢の変動等により、期間延長決定日における延長後預入期間の実際の市場金利が、預入時に決定した延長後預入期間の適用金利よりも高い場合、満期日が延長される可能性が高くなります。従いまして、預入期間の延長が行われた場合、お客さまは、この預金に預け入れ頂いた資金を、「延長後預入期間の適用利率」よりも高い市場金利で運用する機会を失うことになります。

逆に、延長後預入期間の市場金利が延長後預入期間の適用金利よりも低い場合、満期日が延長される可能性が低くなります。この場合、お客さまは「延長後預入期間の適用利率」での運用はできなくなります。なお、この預金の期間延長の決定に際しては、「将来における金利の変動性」や「当社の資金調達環境」なども判断要素となりますので、上記の記述が当てはまらない場合もあります。

この預金は、原則として中途解約はできません。

ただし、当社がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約に伴う調整金をお客さまにご負担いただきます。お客さまにご負担いただく調整金の額は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、預入時点では確定していません。また、中途解約時の市場実勢によっては、この預金は、大きく元本割れする可能性があります。

募集の都度、以下の各利率を設定し、当該期間に適用します。

当初利率...預入日から当初満期日の前日までに適用される利率。

延長後利率...前回満期日から各延長後満期日の前日までに適用される利率。

詳しくは契約締結前交付書面をご確認ください。

特にご確認いただきたい事項

1. 本取引に関し、対象となる指標等を含む基本的な仕組み。
(契約締結前交付書面および仕組預金規定をご参照ください。)

2. 本商品について、特に次に掲げる事項。

本商品は、募集期間終了日の翌日から満期日の前日までの間、原則中途解約が出来ないこと。
(契約締結前交付書面「中途解約について」の項、および仕組預金規定第4条の項をご参照ください。)

本商品を募集期間終了日の翌日から満期日の前日までの間に中途解約した場合、調整金が発生すること。
(契約締結前交付書面「中途解約について」の項、および仕組預金規定第4条の項をご参照ください。)

本商品を募集期間終了日の翌日から満期日の前日までの間に中途解約した場合の調整金の内容。
(契約締結前交付書面「中途解約について」の項をご参照ください。)

本商品を募集期間終了日の翌日から満期日の前日までの間に中途解約した場合には、契約締結前交付書面に記載される想定調整金額を超える可能性があること。
(契約締結前交付書面「想定調整金額について」の項をご参照ください。)

中途解約した場合、調整金の支払いにより、解約時に受け取る金額が当初預け入れた元本金額を下回る(=元本割れ)可能性があること。
なお、お預入れいただいてからご解約までの経過利息についてはお受取りいただけないこと。
(契約締結前交付書面「中途解約について」の項をご参照ください。)

3. 本取引により想定される損失額(中途解約した場合の調整金を含む)を踏まえ、私が許容できる損失額及び私の資産の状況への影響に照らして、私が取引できる契約内容であること。

4. 本取引は、住宅ローン等の融資等の他の取引とは独立した取引であり、本取引の申込みの有無が本取引以外の融資等の取引に関する当社の判断に影響を与えないこと。